

滞在先での不在者投票の手続きについて

選挙の期間中、仕事や旅行などで千早赤阪村以外の場所に滞在する人は、千早赤阪村選挙管理委員会に対して、投票用紙等の請求を行い、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。

- ① 「不在者投票宣誓書・請求書」を記入し、千早赤阪村選挙管理委員会に郵送または持参にて提出してください。

※投票ができるのは千早赤阪村の選挙人名簿に載っている方に限ります。

※メールやFAXによる書類の受付はできません。

提出先：〒585-8501 千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村選挙管理委員会事務局



- ② 千早赤阪村選挙管理委員会から、滞在先の住所に「投票用紙等」を郵送します。



- ③ 投票用紙等が送られてきたら、ご自宅等で記入はせず、そのまま滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参し、係員に渡してください。

※ご自宅など、選挙管理委員会以外の場所で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書在中の封筒を自分で開封すると、投票出来なくなります。

※投票は4月23日（水）から4月26日（土）までの期間で行うことができますが、返送に時間がかかりますので、なるべく早く投票を行ってください。

※不在者投票の受付時間は、あらかじめ滞在先の選挙管理委員会にご確認ください。



- ④ 投票した後は、滞在先の選挙管理委員会から千早赤阪村へ投票用紙が郵送されます。